

諮問庁：経済産業大臣

諮問日：平成29年3月9日（平成29年（行個）諮問第46号）

答申日：平成29年6月28日（平成29年度（行個）答申第55号）

事件名：特定月に本人が提出した保有個人情報利用停止請求書の原本の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

平成27年8月に審査請求人が経済産業省に提出した利用停止請求書（以下「本件利用停止請求書」という。）の原本（以下「本件文書」という。）に記録された本人に係る保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成29年2月3日付け20170105統第2号により経済産業大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

今回5回目の請求を行い不開示決定とされた、審査請求人が平成27年8月に経済産業省に提出・受理された「利用停止請求書」は「同一の文書」であるが、閲覧のみの請求を除けば、平成28年4月に示された1回目の請求に対する「（無条件の）全部開示決定」から、本通知による「（交付も含めた）不開示決定」へと全面的に変更されるまでの間の経緯等が、不開示理由として記されている「補正依頼のため本件該当文書を請求人宛てに送付しており、当該文書を保有していない」との理由のみでは、該当文書の「存否」という、該当文書の「特定」以上に、情報公開制度、開示請求の根本ともいえるべき事実関係の全面変更を行った理由としては不十分と思われることから、今回経済産業省が示した該当文書の「存否」、すなわち「保有している」から「保有していない」へと変更された経緯等について、審査請求人が納得し得る説明をもらうため審査請求を行う。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 事案の概要

審査請求人は、平成29年1月5日付けで、法13条1項の規定に基づ

き、「『平成27年8月に審査請求人が経済産業省に提出した利用停止請求書の原本の開示』 経済産業省告示第102号（平成17年4月1日）により経済産業省が定めた開示の方法に則った適法な開示（写しの交付及び閲覧）に限る。 ※上記告示によれば、原本が『文書』であるか『（PDFを含む）電磁的記録』であるかを問わず、交付と閲覧の方法がそれぞれ定められているところ、これまで行った同文書に係る開示に対して経済産業省の担当課室である鉱工業動態統計室は、交付は『全部開示決定』に基づきPDFの写しを原本と称して審査請求人に3回にわたり手交しているものの、閲覧については、文書としての原本は審査請求人の自宅に送付したため保有していないことを理由とする『不開示決定』に基づき閲覧は拒み続けているが、本告示によれば手交はできて閲覧はできないということはありません。しかしながら、経済産業省は、上記の同文書に係る『全部開示決定』と『不開示決定』という矛盾した公文書を有効な状態のまま併存させているがために、原本の真偽と審査請求人の個人情報の適切な扱いの確認が未だできずに、審査請求人の知る権利が不当に侵害され続けているため、改めて、写しの交付と閲覧を同時に求めることとしたものであることを真摯に受け止め、鉱工業動態統計室にのみに任せることなく、経済産業省全体として適法・適切に対応いただくことを求めます。」との開示請求を行い、処分庁は、平成27年8月に、審査請求人が経済産業省に提出した利用停止請求書の原本（本件文書）を保有していないことから、平成29年2月3日付け20170105統第2号により、保有個人情報の開示をしない旨の原処分を行った。

2 審査請求に係る保有個人情報

本件対象保有個人情報は、本件文書に記載された本人に係る保有個人情報である。

3 原処分における処分庁の決定及びその理由

処分庁は、本件開示請求を受け、本件文書を探索したところ、該当する文書を保有していなかったため、法18条2項の規定により、保有個人情報の開示をしない旨の原処分を行った。

原処分を行った理由は、具体的には次のものである。

「『本件文書』については、『20160125統第8号、特定年月日付け』で補正依頼のため審査請求人宛てに送付しており、当該文書を保有していないことから不開示とした。」

4 審査請求人の主張についての検討

本件審査請求において、審査請求人は、処分庁が不開示とした理由が不十分として、改めて不開示の理由を示すとともに、本件対象保有個人情報を特定し、開示するよう求めているので、以下、原処分の妥当性について検討する。

(1) 本件開示請求における不開示理由について

本件文書については、「20160125統第8号、特定年月日付け」で補正依頼のため、処分庁は審査請求人宛てに送付しており、当該文書を保有していないことから、不開示としたものである。

(2) 保有個人情報の特定について

諮問庁は、審査請求人の主張も踏まえて改めて本件対象保有個人情報の探索を行ったが、本件対象保有個人情報は保有しておらず、原処分は妥当である。

5 結論

以上のとおり、本件審査請求については、何ら理由がなく原処分の正当性を覆すものではない。

したがって、本件審査請求については、棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年3月9日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年6月26日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、本件文書に記録された本人に係る保有個人情報である。

諮問庁は、本件対象保有個人情報については保有していないとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

本件対象保有個人情報の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、処分庁は特定年月日付けの「保有個人情報利用停止請求書の補正依頼について」にて、本件文書を審査請求人に返戻しているとのことであった。

また、審査請求人は、平成28年（行個）諮問第61号（以下「別件諮問」という。同諮問事件については既に答申（平成28年度（行個）第31号）がされている。）の調査審議の過程で提出した意見書の中で、特定年月日付けで審査請求人の自宅に送付された文書の中に「2回もの補正依頼を受入れ提出・受理された利用停止請求書の『原本』も同封されていた。」と述べており、本件文書は、審査請求人の自宅にあることを認めている。

以上を考慮すれば、本件文書は審査請求人の自宅に送付されており、処分庁では保有していない旨の諮問庁の上記説明は首肯でき、経済産業省に

において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

なお、審査請求人は、同一の文書に対する複数の開示請求に対して、全部開示決定による文書の交付と不開示決定による閲覧の拒否という矛盾した内容の決定が併存している旨主張する。しかしながら、原本の写しの開示請求に対する全部開示決定による文書の交付と、原本そのものの開示請求に対する不開示決定（不存在による不開示決定であるから、当然、閲覧することはできない。）であるから、それらの処分は何ら矛盾するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、経済産業省において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

（第2部会）

委員 白井玲子，委員 池田綾子，委員 中川丈久